［削る。］

切断したものにあっては「二つ割り」に代えて「割」と、ホール又はボタンをほぼ四等分したものにあっては「四つ割り」に代えて「クォーター」と、マッシュルームのかさ及び茎を不規則に切断したものにあっては「不定形」に代えて「ピーセス・ステムス」と、マッシュルームのホール又はボタンを厚さ二ミリメートル以上八ミリメートル以下に軸に平行に切断したものにあっては「薄切り」に代えて「スライス」と表示することができる。

2　アスパラガスの表皮を除いたものにあっては、「ロング」、「スピアー」又は「チップ」等の形状を示す文字の次に、括弧を付して、「皮むき」と表示することができる。

3　こう付きのさくらんぼにあっては「全形こう付」又は「全形枝付」と、皮付きのあんずにあっては「全形」又は「丸あんず」の文字の次に括弧を付して「皮付」と表示することができる。

大きさ（たけのこの全形を詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から大きさを把握できない場合は、この限りでない。）

次の表に掲げる区分による大きさを表す記号又はその略号により表示し、かつ、大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大、中、小若しくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と表示する。

| | 大きさ | | | |
|---|---|---|---|---|
| 記号及びその略号 | 大（L） | 中（M） | 小（S） | 特小（T） |
| 容器による区分 | | | | |
| 一号缶 | 四個又は五個 | 六個以上十個以下 | 十一個以上十五個以下 | 十六個以上 |
| 二号缶 | 四個又は五個 | 六個以上十個以下 | 十一個以上十五個以下 | 十六個以上 |
| 三号缶 | 四個又は五個 | 六個以上十個以下 | 十一個以上十五個以下 | 十六個以上 |